新

 \Box

第1条から第14条 略

(部分休業をすることができない職員)

第15条 略

(1)勤務日の日数

_を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。)

(2) 略

(第1号部分休業の承認)

第16条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げ る範囲内で請求する同条第1項に規定する 部分休業(以下「第1号部分休業」という。) の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員にあ っては、当該非常勤職員について定められ た勤務時間)において、30分を単位として行 うものとする。

2 勤務時間条例第18条第1項、第19条の2第1 項又は第20条第1項の規定による育児時間、 介護時間又は子育で部分休暇の承認を受け で勤務しない職員に対する第1号部分休業 の承認については、1日につき2時間から当 該育児時間、当該介護時間又は当該子育で 第1条から第14条 略

(部分休業をすることができない職員)

第15条 略

(1) 勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時</u> <u>間</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以 外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年 法律第261号)第22条の4第1項に規定する 短時間勤務の職を占める職員を除く_____

(2) 略

(部分休業の承認)

- 第16条 部分休業の承認は、正規の勤務時間 (非常勤職員にあっては、当該非常勤職員に ついて定められた勤務時間)の始め又は終 わりにおいて、1日を通じて2時間(勤務時間 条例第18条第1項に規定する育児時間(以下 「育児時間」という。)、勤務時間条例第1 9条の2第1項に規定する介護時間(以下「介 護時間」という。)又は勤務時間条例第20 条第1項に規定する子育て部分休暇(以下 「子育て部分休暇」という。)の承認を受け て勤務しない職員については、2時間から当 該育児時間、介護時間又は子育て部分休暇 を減じた時間)を超えない範囲内で、職員の 託児の熊様、通勤の状況等から必要とされ る時間について、30分を単位として行うも のとする。
- 2 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間(当該非常勤職員が育児時間、介護時間又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該

部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を 減じた時間を超えない範囲内で行うものと する。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認 については、1日につき、当該非常勤職員に ついて1日につき定められた勤務時間から5 時間45分を減じた時間(当該非常勤職員が 育児時間、介護時間又は子育て部分休暇の 承認を受けて勤務しない場合にあっては、 当該時間から当該承認を受けて勤務しない 時間を減じた時間)を超えない範囲内で行 うものとする。

(第2号部分休業の承認)

- 第16条の2 育児休業法第19条第2項第2号に 掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定 する部分休業(以下「第2号部分休業」とい う。)の承認は、1時間を単位として行うも のとする。ただし、次の各号に掲げる場合 にあっては、それぞれ当該各号に定める時 間数の第2号部分休業を承認することがで きる。
 - (1)1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分 を単位とした時間がある場合であって、 当該勤務時間の全てについて承認の請求 があったとき 当該勤務時間の時間数
 - (2)第2号部分休業の残時間数に1時間未満 の端数がある場合であって、当該残時間 数の全てについて承認の請求があったと き 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1 年の期間)

第16条の3 育児休業法第19条第2項の条例で 定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3 月31日までとする。

<u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規</u> 則で定める時間を基準として条例で定める 時間から当該承認を受けて勤務しない時間 を減じた時間)を超えない範囲内で行うも のとする。

時間)

- 第16条の4 育児休業法第19条第2項第2号の 人事院規則で定める時間を基準として条例 で定める時間は、次の各号に掲げる職員の 区分に応じ、当該各号に定める時間とする。
 - (1)非常勤職員以外の職員 77時間30分
 - (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1 日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た 時間

<u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特</u>別の事情)

第16条の5 育児休業法第19条第3項の条例で 定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第17条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する</u>部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、瑞穂町職員の給与に関する条例(昭和26年条例第3号)第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給料等の額の合計額を減額して給与を支給する。

2 略

(部分休業の承認の取消事由)

第18条 育児休業法第19条第6項において準 用する育児休業法第5条第2項の条例で定め る事由は、職員が第3項変更をしたときとす る。 (部分休業をしている職員の給与の取扱い)

一一部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、瑞穂町職員の給与に関する条例(昭和26年条例第3号)第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給料等の額の合計額を減額して給与を支給する。

2 略

第17条 職員が

(部分休業の承認の取消事由)

第18条 第12条の規定は、部分休業について 準用する。 (妊娠又は出産等についての申出があった 場合における措置等)

第19条 略

- 2 略
- 3 任命権者は、第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員 (以下この項において「申出職員」という。) に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1)申出職員の育児と仕事との両立に資す る制度又は措置(次号において「出生時両 立支援制度等」という。)その他の事項を 知らせるための措置
 - (2)出生時両立支援制度等の請求、申告又は 申出(以下「請求等」という。)に係る申 出職員の意向を確認するための措置
 - (3)第1項の規定による申出に係る子の心身 の状況又は育児に関する申出職員の家庭 の状況に起因して当該子の出生の日以後 に発生し、又は発生することが予想され る家庭生活と職業生活との両立の支障と なる事情の改善に資する事項に係る申出 職員の意向を確認するための措置
- 4 任命権者は、3歳に満たない子を養育する 職員(以下この項において「対象職員」とい う。)に対して、規則で定める期間内に、次 に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1)対象職員の育児と仕事との両立に資す る制度又は措置(次号において「育児期両 立支援制度等」という。)その他の事項を 知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る 対象職員の意向を確認するための措置
 - (3)対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生すること

(妊娠又は出産等についての申出があった 場合における措置等)

第19条 略

2 略

が予想される家庭生活と職業生活との両 立の支障となる事情の改善に資する事項 に係る対象職員の意向を確認するための 措置

5 任命権者は、第3項第3号又は前項第3号の 規定により意向を確認した事項の取扱いに 当たっては、当該意向に配慮しなければな らない。

第20条 略

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行す る。ただし、附則第3項の規定は、公布の日 から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認を請求する場合におけるこの条例による改正後の瑞穂町職員の育児休業等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第16条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。
- 3 任命権者は、施行日前においても、改正後 の条例第19条第4項の規定により、同項各号 に掲げる措置を講ずることができる。この 場合において、その講じられた措置は、施 行日以後は、同項の規定により講じられた ものとみなす。

第20条 略